

議案第109号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第270号を次のように改める。

(270) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分をいう。以下この号、第272号及び第274号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する

額

(a) 1戸	4,900円
(b) 2戸以上5戸以下	9,600円
(c) 6戸以上10戸以下	16,000円
(d) 11戸以上25戸以下	27,000円
(e) 26戸以上50戸以下	45,000円
(f) 51戸以上100戸以下	81,000円
(g) 101戸以上200戸以下	130,000円
(h) 201戸以上300戸以下	160,000円
(i) 301戸以上	170,000円

b 共用部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,600円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	130,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	160,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	200,000円

c 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
9,600円

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
27,000円

(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
81,000円

(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
130,000円

(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
160,000円

(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
200,000円

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額

(イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の住宅部分の住戸の総数の区分に応じア(イ) a に規定する額

ウ ア又はイ以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
34,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
38,000円

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1戸 34,000円

(b) 2戸以上5戸以下 69,000円

(c) 6戸以上10戸以下 97,000円

(d) 11戸以上25戸以下 140,000円

(e) 26戸以上50戸以下 200,000円

(f) 51戸以上100戸以下 280,000円

(g) 101戸以上200戸以下 380,000円

(h) 201戸以上300戸以下 500,000円

(i) 301戸以上 590,000円

b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
110,000円

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
180,000円

(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
280,000円

(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
360,000円

- (e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
- (f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円
- c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額
 - (a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合
次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円
 - (b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
 - i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円
 - ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

- iii 非住宅部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 4 0, 0 0 0 円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 1 0, 0 0 0 円
- v 非住宅部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 7 0, 0 0 0 円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの 4 4 0, 0 0 0 円

一の建築物ごとに 1 件とする。

第 2 条第 2 7 2 号を次のように改める。

(272) 建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

a 建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係るもの 2, 4 5 0 円

b 認定済計画に新たに追加されたもの 4, 9 0 0 円

(イ) (ア)以外の建築物 1 件につき 次に掲げる額を合算した額

a 認定済計画に係る建築物の部分について第 2 7 0 号ア(イ)の規定に

より算定した額に2分の1を乗じて得た額

- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額

- (イ) (ア)以外の建築物の住宅部分 1件につき 次に掲げる額を合算した額

- a 認定済計画に係る建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額

- b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された住宅部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の住宅部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額

ウ ア又はイ以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額

- a 認定済計画に係るもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額に2分の1を乗じて得た額

- b 認定済計画に新たに追加されたもの 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ第270号ウ(ア)に規定する額

- (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額
- a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額
- 一の建築物ごとに1件とする。

第2条第291号及び第292号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請において、申請建築物以外の建築物を含めて申請された場合の審査に係る手数料を定めるため、この条例を制定するものである。